

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
1	本件着眼点案第1ページ中「但し」を「ただし」とし、「以下、「リスク・リミット」という。」を「以下「リスク・リミット」という。」とするべきだと思います。	御意見を踏まえ、関連規定を修正いたします。
2	同案の適用範囲を明確にするため、どれくらい大規模で複雑であると「大規模で複雑な業務を行う」ものに当たるのか、及びどの程度のあると「グループ」に含まれるのかを明確にするべきだと思います。	現時点では、本着眼点の適用範囲として、金融安定理事会に選定された日系の G-SIB 及び指定親会社といった金融グループを想定しております。
3	流動性リスク管理に係る責任の所在を明確にするため、流動性リスク管理に係る最終的な責任者を1人定めているかをチェックすることとするべきだと思います。	貴重な御意見として承ります。 なお、流動性リスク管理におけるガバナンスの実効性確保の観点からは、取締役会を含む各種会議体、及び財務部門、リスク管理部門等の関連部門の権限及び役割の明確化等の各種取組みの実施が重要と考えております。
4	(7) 流動性リスクの管理手法の(iv) 為替市場の停止において、「耐久期間（為替市場が停止する等のストレス事象においても耐え得る期間）」とあるが、「停止する等」と記載されているとおり、前提とするストレス事象は、為替市場における通貨毎の妥当なストレス水準が考慮されていれば良く、必ずしも為替市場の完全停止である必	流動性リスク管理における前提として想定するストレス事象については、各金融機関のリスクプロファイルに応じて、十分な深度を有したものであることが望ましいと考えられます。このため、ストレス事象として為替市場の完全停止を排除するものではなく、また、そうした想定の下での耐久期間が、各金融機関の設定する流動性リスクアペタイトと整合していることが望ましい

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>要はないという理解で良いか。</p>	<p>と考えられます。</p>
5	<p>(9)流動性リスクを踏まえた資金調達・運用に係る計画の策定と実行の(ii)集中リスクにおいて、「以下の点を勘案した流動性リスク・リミット」について、「金融商品別の集中リスク」などの記載はあくまで例示であって、記載されている全ての項目に対して網羅的にリミットを設定する必要はなく、各行のリスクプロファイルに応じたリミットが体系的に整備されていれば良いという理解で良いか。</p>	<p>(9)(ii)に掲げる各種リスクは、流動性リスク・リミットの設定及び運用に際して、少なくとも勘案されることが望ましいものと考えております。なお、それぞれのリスクや項目については、個々にリミットを設定するか否かについては、各金融機関の流動性リスクアペタイトによって、異なりうるものと考えられます。</p> <p>いずれにせよ、各金融機関において設定する流動性リスクアペタイトに沿って整備された流動性リスク・リミットを活用しつつ、資金調達の多様化等を通じたリスク管理が行われることが重要と考えられます。</p>
6	<p>本件着眼点の遵守時期について明確になっていないが、個別行の流動性リスク管理態勢の状況に鑑みた柔軟な監督がなされるという理解で良いか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>